

# 名張市中学校給食実施に係る基本計画 概要版

## 目次

1.	はじめに .....	1
2.	中学校給食の基本的な条件設定 .....	1
3.	中学校給食の実施方式 .....	1
4.	給食センターの建設候補地の検討 .....	1
5.	施設整備計画 .....	5
6.	民間意向調査 .....	5
7.	事業手法の検討 .....	6
8.	事業スケジュールについて .....	7
9.	総合評価 .....	7
	用語集 .....	8



## 1.はじめに

名張市（以下「本市」といいます。）では、これまで本市で実施した中学校昼食のあり方検討委員会、名張市学校施設整備の方向性、基本構想を踏まえ、中学校給食の実施に向けた基本的な条件や中学校給食の実施方式、施設整備計画、民間の資金や整備・運営ノウハウを活用する各種事業手法の導入可能性調査についてとりまとめ、基本計画を策定しました。

## 2.中学校給食の基本的な条件設定

中学校給食の基本的な条件は、目指すべき中学校給食のかたちとして設定しました。

### 基本的な条件 1 安全安心な学校給食の提供

- ・適切な衛生管理環境・体制の構築
- ・食物アレルギー対応

### 基本的な条件 2 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

- ・中学生にふさわしい献立
- ・魅力的な学校給食

### 基本的な条件 3 持続可能な学校給食の提供

- ・持続的に安定した学校給食の提供
- ・SDGs に貢献できる学校給食
- ・将来変動にも対応できる学校給食
- ・災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献

### 基本的な条件 4 中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成

- ・生きた教材となる学校給食
- ・様々な食体験ができる学校給食
- ・地域とつながる学校給食

## 3.中学校給食の実施方式

本市の中学校給食を考えると、全ての子どもたちに平等に、安全安心で栄養バランスのとれた魅力的な献立を提供できること、安定して学校給食を提供できること、学校給食を支える体制づくりにおいて学校現場の負担に差が生じにくく、全市で一丸となって学校給食に取り組めることは重要な要素です。そのため、中学校給食実施方式は、自校調理方式のメリットを評価しながらも、全員喫食の早期実現や今だけでなく将来の子どもたちのためにセンター方式が最適であると総合的に評価し、センター方式を採用します。なお、将来の生徒数及び教職員数の推計から、給食センターの最大調理能力は、2,500（食/日）とします。

## 4.給食センターの建設候補地の検討

### (1) 建設候補地の検討

給食センターは、安全安心な給食を提供することを第一としています。そのため、災害危険性が低く、安定的に2時間以内の喫食が可能な土地が望ましいと考えます。また、長期にわたり安定的に持続可能な学校給食が提供できるよう、将来の食数の変動にも対応できる学校給食施設整備が可能な土地、そして、経済性、合理性に配慮し、取得費を抑えることができ、早期の実施が期待できる公有地から選定することが望ましいと考えられます。下表のとおり選定方針を設定し、建設候補地から抽出しました。

表 1：建設候補地の情報

No	候補地	所有者	所在地	面積（㎡）	用途地域
1	長瀬小学校跡地	市	名張市長瀬 1418 番地	約 4,500	無指定
2	青蓮寺（テニスコート及びゲートボール場）	市	名張市青蓮寺 2723 番地	約 6,300	無指定

表 2：建設候補地の選定方針

条件		概要
選定方針 1	必要な施設規模や外構施設を配置できること	・ 全員喫食を同時に開始することを目指し、候補地内に給食センターに必要な施設規模・外構施設が確保できること。
選定方針 2	適温提供、衛生管理のための2時間喫食を遵守できる位置にあること	・ 学校給食衛生基準を満たすことができるよう、配送校から安定的に2時間以内の喫食が可能となる場所にあること。
選定方針 3	大量調理施設の利点を活かし、災害時において早期に復旧・市内の災害支援を行えるような優位性のある場所に位置していること	・ 災害危険性の低い土地にあり、市域内にあつて地震災害等の影響が軽微な土地であること。 ・ 災害後に早期復旧し、市内の災害支援を行う役割を担える可能性があること。
選定方針 4	持続可能な学校給食サービスを安定して提供できるよう、周辺環境への影響が少ない場所に位置していること	・ においや作業音等、近隣に与える影響が少ない場所に位置していること。 ・ 公共サービスとして長期にわたり継続的に学校給食が提供できる場所に位置していること。

【選定方針 1】学校給食センターの配置検討

■ 周辺道路状況の確認

表 3：選定方針 1（周辺道路状況の確認）

No.1 長瀬小学校跡地	No.2 青蓮寺（テニスコート及びゲートボール場）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地東側は県道 693 号線（幅員 3m）、国道 368 号線（幅員 6m）に面しています。</li> <li>・ 敷地西側には高低差があるため、南東の1方向から出入りとなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地北西側は市道檀青蓮寺線（幅員 5.5m）に面しています。</li> <li>・ 敷地西側及び東側には高低差があるため、南西の1方向から出入りとなります。</li> </ul>

■ 施設規模の検討

給食センターの計画食数は 2,500（食/日）、本市として給食を理想的に提供するために必要な建築面積を約 1,900（㎡）と設定し、必要な敷地面積は駐車場や配送車両動線等を考慮し、約 4,500 ㎡としました。

候補地 1、2 ともに必要な施設規模を配置できることが確認できました。

【選定方針 2】配送時間の検討

配送時間の検討では、2 時間以内の喫食を可能とするため、各候補地から配送校までの配送可能時間を 60 分に設定し、検討を行いました。

検討の結果、候補地 1、2 ともに中学校までの配送時間は 30 分程度であり、2 時間以内の喫食が可

能であることが確認できました。加えて、将来起こり得る小学校の給食室老朽化対策期間中における代替配送の可能性を考えた場合であっても、候補地1、2からの小学校までの配送時間は30分程度内でした。以上より、選定方針2については候補地1、2ともに条件を満たしており、小学校給食施設老朽化対策期間における代替配送にも活用できる候補地であると評価できます。

### 【選定方針3】災害危険性の確認、災害後における早期復旧、学校給食の早期再開

災害危険性の度合い、災害後における早期復旧、学校給食の早期再開が期待できる建設候補地について、以下の検討条件を基に検討を行いました。

検討の結果、いずれの候補地も何かしらの被害想定を受ける立地にあることがわかりました。このことから、建設候補地の選定においては、「災害時の被害を合理的に抑制できる対策が可能な土地」、「学校給食の早期再開が期待できる土地」であることが重要といえます。

#### ■ 災害等の影響（検討条件①）

名張市防災マップ及び名張市洪水・土砂災害ハザードマップを確認し、候補地において想定される自然災害の程度を整理しました。地震災害については候補地1、2ともに同程度の被害が想定されています。土砂災害については、候補地1が洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されており、候補地1に繋がる南北方向の道路の側は土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されていることから、仮に土砂災害が発生した場合は候補地1の周辺道路が分断される可能性があります。

表4：選定方針3（検討条件①）

No.	候補地	地震災害		土砂災害	評価
		理論上最大 (南海トラフ)	過去最大		
1	長瀬小学校跡地	震度6弱	震度5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地が土砂災害警戒区域に指定されている</li> <li>候補地に接続し、本市中心部に繋がる道路付近が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている</li> </ul>	△
2	青蓮寺（テニスコート及びゲートボール場）	震度6弱	震度5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域外</li> </ul>	○

出典：名張市防災マップ、名張市洪水・土砂災害ハザードマップ

#### 【凡例】

○：災害による被害が想定されるが、合理的な減災対策等により被害を抑制することが期待できる。

△：災害による被害が想定されるが、複合的な減災対策等により被害を抑制する必要がある。

#### ■ 早期復旧と災害支援（検討条件②）

三重県緊急輸送道路ネットワーク図、名張市防災マップ、及び名張市洪水・土砂災害ハザードマップを確認し、地震災害等で都市インフラや道路が分断された場合に、候補地1、2が検討条件②を満たすことができるかについて検討を行いました。

候補地1には長瀬体育館があり、本市の指定避難所・避難場所になっており、ドクターヘリの受け入れ場所にも指定されています。しかし、前述のとおり周辺道路が分断される可能性があることから、迂回路の道路幅員が狭いこともあり、学校給食センターの調理従事者等の救援に向かうこと、応援を派遣することも学校給食センターから市域を支援することも困難であると考えられます。

候補地2は、候補地1に比べ災害危険性が低く、候補地2に近い百合が丘地区は三重県の第2次緊急輸送道路も接続しているうえ、複数の車両動線が確保できており、学校給食センターの調理従事者等の救援に向かうこと、応援を派遣することや、学校給食センターから市域を支援することも期待できます。

表 5：選定方針3（検討条件②）

No.	候補地	近隣へ与える影響	評価
1	長瀬小学校跡地	<ul style="list-style-type: none"> <li>長瀬体育館は避難所・避難地に指定</li> <li>周辺道路幅が狭く、分断される可能性があることから防災に係る広域的な連携は難しい</li> </ul>	△
2	青蓮寺 (テニスコート及びゲートボール場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次緊急輸送道路に近く、複数の車両動線が確保できており、本市内の災害支援を行う役割を担える可能性がある</li> </ul>	○

【凡例】

○：三重県の緊急輸送道路等、災害後に早期に復旧することが期待できる道路に近接していることや市域の災害支援を行う役割を担うことが期待できる。

△：災害時に周辺道路が分断される可能性がある等、市域の災害支援を行う役割を担うことが困難である。

【選定方針4】周辺環境への影響が少ない場所の検討

持続可能な学校給食サービスを安定して提供できるよう、近隣へ与える影響について検討を行いました。

検討の結果、候補地1の周囲は比較的住宅地が少なく、においや作業音等の影響は少ないと考えられます。候補地2も田畑や古墳群に囲まれており、また、周辺住宅地とも高低差があります。

よって、候補地1、2ともに周辺への影響は少ないと考えられます。

(2) 建設候補地の総合評価

建設候補地について、選定条件に沿って検討した結果、総合的に優れていると評価できる建設候補地は、候補地2であると考えられます。

候補地1は、周囲に洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域があることから、前面道路が分断する可能性がある等、特に災害危険性の面において懸念点が多く候補地2が有利となりました。

表 6：建設候補地の総合評価

選定方針		候補地1	候補地2
選定方針1：学校給食センターの配置検討		○	○
選定方針2：配送時間の検討		○	○
選定方針3：災害危険性の確認、災害後における早期復旧、学校給食の早期再開	検討条件①：災害等の影響	△	○
	検討条件②：早期復旧と災害支援	△	○
選定方針4：周辺環境への影響が少ない場所の検討		○	○

以上を踏まえて、候補地2を建設候補地として選定しました。

## 5.施設整備計画

実施方式をセンター方式としたことを踏まえ、設定した中学校給食の基本的な条件を満たすために必要となる機能や設備機器等の導入を図ります。

### (1) 学校給食機能

安全安心な学校給食を調理・提供する施設とするため、交差汚染を防止し、効率的な作業環境を確保する観点から、施設内の作業区域を明確にし、食材と人の移動を一方通行とします。また、ドライシステムの導入、施設内の適切な温度及び湿度管理、高度な衛生管理やアレルギー対応食の調理に対応可能な体制を確保できる施設とします。さらに、健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい献立や魅力的な学校給食を目指します。

### (2) 食育機能

中学生が食についての理解を深めるとともに、給食を通して食体験や食事のマナー等社会性の育成や地域の自然や文化等への理解を深め郷土愛の心を育む機会を提供できる施設とします。

### (3) 環境負荷低減機能

給食センター運営時の課題となるにおいや騒音等の影響を最小化できる、周辺環境に配慮した施設とします。また、高効率な熱源や設備機器を採用し、地球環境に配慮しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。さらに、SDGs に貢献できる学校給食の実現を目指します。

## 6.民間意向調査

調査対象は、学校給食センターの PPP/PFI 事業への参画や全国で給食事業の経験・ノウハウがある企業、三重県内の PFI 事業参画実績のある企業、名張市令和 5 年度建設業者格付けランク 1 の企業を対象とし、建設企業 21 者、運営企業 8 者、調理設備企業 6 者のうち建設企業 11 者、運営企業 8 者、調理設備企業 4 者から回答がありました。なお、調査の結果、運営企業 4 者と地元企業 2 者から参画意向が示されました。

表 7：対象企業業種及び調査結果

業種区分	調査対象事業者	回答のあった事業者	参画意欲を示した事業者
建設企業	21 者	11 者	2 者
運営企業	8 者	8 者	4 者
調理設備企業	6 者	4 者	—



## 7.事業手法の検討

本事業のように、学校給食施設の整備、運営、維持管理を対象とした公共事業において、適用可能性のある官民連携手法は以下のとおりです。

表 8：事業手法の検討

事業手法	内容	資金調達	建設	所有	運営
設計・施工・調理業務分離発注方式 (従来手法)	国・地方公共団体が公的資金を調達し、施設の建設は原則として単年度契約で分離発注し、維持管理・運営は市が行う、または別途事業者に委託する手法。施設の所有権は常に市とします。	市	市	市	市 (民間)
PFI手法 (BTO方式)	事業者が資金を調達し、施設を建設、施設完成直後に市に所有権を移転し、一定期間事業者が維持管理及び運営を行う方式。	民間	民間	市	民間
設計・施工一括発注方式 (DB方式)	市が資金を調達し、事業者が施設を建設、施設完成直後に市に所有権を移転する方式。維持管理・運営は市が行う、または別途委託します。	市	民間	市	市 (民間)
設計・施工・運営一括発注方式 (DBO方式)	市が資金を調達し、事業者が施設を建設、施設完成直後に市に所有権を移転し、一定期間事業者が維持管理及び運営を行う方式。	市	民間	市	民間

### (1) 定性的評価

中学校給食の基本的な条件における4項目「安全安心な学校給食の提供」「栄養バランスの優れた魅力的な学校給食」「持続可能な学校給食の提供」「中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成」の重要度が特に高いこととして定性的評価を行いました。

結果は次のとおりであり、PFI手法 (BTO方式) が最も優位であると言えます。

表 9：定性的評価

評価項目	従来手法	PFI手法 (BTO方式)	DB方式	DBO方式
安全安心な学校給食の提供	◎	◎	○	◎
栄養バランスの優れた魅力的な学校給食	◎	◎	◎	◎
持続可能な学校給食の提供	△	◎	△	△
中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成	◎	◎	◎	◎
コンソーシアムの連携力	△	◎	○	○
地元企業の活用	◎	△	◎	△
財政支出の平準化	○	◎	○	○
交付金の適用	◎	◎	◎	◎
◎の合計	5	7	4	4
○の合計	1	0	3	2
△の合計	2	1	1	2

#### 【凡例】

- ◎：評価項目に適しており、比較対象の事業手法内において特に優れている。
- ：評価項目に適しており、比較対象の事業手法内において優れている。
- △：評価項目の実現に向けて懸念事項があり、他の事業手法に比べ劣っている。



## (2) 定量的評価

給食センターの設計、建設、運営、維持管理に掛かる費用は、「給食センターの継続」にとって重要な要素です。

本計画では掛かる費用を概算の事業費として以下のとおり算出し、事業手法の定量的評価として比較検討を行いました。

なお、本項に示す概算事業費は、PFI手法の一般的な事業期間である15年に合わせ、運営・維持管理期間を15年として算出しました。

表 10：定量的評価

評価項目	従来手法	DB方式	DBO方式	PFI方式 (BTO方式)
概算事業費	約53.0億円	約50.8億円	約48.2億円	約50.1億円

上表のとおり、最も費用を抑えることのできる事業手法はDBO方式となりました。

※上記の概算事業費は、中間報告時と同様に施設整備費、付帯工事費、運営・維持管理費、消費税の合計となります。そのため、市必要経費（アドバイザー費、モニタリング費）、起債の金利等は含まれていません。

## (3) スケジュール



※PFI手法 (BTO方式)、DBO方式に比べDB手法の供用開始時期が早いですが、PFI手法 (BTO方式)、DBO方式は「設計」、「建設」、「運営」、「維持管理」を一括して民間事業者が発注することで、コンソーシアムによる持続的な給食の提供に期待ができます。

## 8.事業スケジュールについて

本計画策定時点で想定する事業スケジュールは次のとおりですが、手続きは慎重に進めつつ、事業者とも協力し、できるだけ早期に実施できるよう努めます。

表 11：事業スケジュール

年度	概要
令和5年度	基本計画の策定
令和6年度～令和7年度	公募資料の作成、事業者選定
令和7年度～令和9年度	設計、建設、開業準備
令和9年度	供用開始

## 9.総合評価

DBO方式の経済性を評価しつつ、PFI手法 (BTO方式)に期待できる効果が学校給食の安定的な継続にとって重要であると考え、本市にとってはPFI手法 (BTO方式)が本事業において最も適切な事業手法であると総合的に評価し、中学校給食の事業手法については、PFI手法 (BTO方式)で実施します。

## 用語集

	用語	内容
1	ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業ができるシステムです。
2	PPP	Public Private Partnership の略称であり、「官民連携」といわれます。PPP とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、DBO 方式、PFI 手法はその一類型となります。
3	PFI	Private Finance Initiative の略称。PFI 手法は、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う官民連携の事業手法。PFI 手法にも様々な方式がありますが、本市においては他市の給食センターの整備、運営について多く採用されている BTO 方式（民間事業者が施設を設計・建設し、施設完成後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式）にて検討を行いました。近隣市では、川西市、尼崎市、大津市、生駒市等の給食センターの整備運営に本手法が採用されています（整備中を含む）。
4	コンソーシアム	企業連合と訳される。PPP/PFI 手法においては異業種の民間事業者が組む企業グループをいいます。
5	DB	Design Build の略称であり PPP 手法の一種です。対象とする公共施設の設計、建設を民間事業者に対し一括で発注する手法であり、性能規定による発注とすることで設計者・施工者の体外のノウハウの活用が期待できます。
6	DBO	Design Build Operate の略称であり PPP 手法の一種です。対象とする公共施設の設計、建設、運営、維持管理等を民間事業者に対し一括で発注する手法であり、運営及び維持管理を考えた設計、建設等に対し、民間事業者のノウハウ活用が期待できます。